

令和5年第2回富山県教育委員会議事日程

2月14日（火）午後1時

県民会館611号室

1 会議録の承認について

令和5年1月16日開催の令和5年第1回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第3号 公立学校教員の採用の選考資格に関する規程一部改正の件
教職員課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 令和6年度富山県公立学校教員採用選考検査の変更点について

教職員課長から説明した。

(2) 第7回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

(3) 県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症罹患者等への対応について

(4) 令和5年度富山県立特別支援学校高等部入学者選抜高等部A日程の第1次選抜における出題ミス等について

県立学校課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第4号 令和5年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件
教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第4号は非公開となりました。

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部を改正する告示案要綱

教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	令和6年度以降の教員採用選考検査における選考検査の実施方法等を見直し、WEB出願の開始、任用候補者名簿の有効期間の変更等を行うため、所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>教員採用選考検査の実施方法等の見直しに当たり、次の改正を行うもの</p> <p>(1) 受検手続の変更（第4条関係）</p> <p>(2) 願書の廃止（別記様式関係）</p> <p>(3) 任用候補者名簿の有効期間の変更（第7条関係）</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第3号

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程一部改正の件
公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部改正について

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程（昭和31年富山県教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「次の各号の書類」を「教育長が別に定めるところにより、次に掲げる事項」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 前条に規定する受検資格を有する者であること。
- (2) 前号に規定するもののほか、教育長が特に必要と認める事項

第7条を次のように改める。

（名簿の有効期間）

第7条 名簿の有効期間は、前条の名簿への登載の日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、当該名簿へ登載された者が、名簿への登載の日の属する年度の翌年度に学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条又は第103条の規定により設置される大学院の修士課程（博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。）を修学する場合において、教育長がやむを得ないと認めたときは、当該有効期間は、当該名簿への登載の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部を改正する告示案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(受検手続)</p> <p>第4条 志願者は、次の各号の書類を <u>教育長に提出しなければならぬ。</u></p> <p>(1) 願書 (別記様式)</p> <p>(2) 最終卒業 (見込) 又は修了 (見込) 学校の成績証明書</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、<u>教育長が特に必要と認める書類</u></p> <p>第5条、第6条 (略)</p> <p>(名簿の有効期間)</p> <p>第7条 名簿の有効期間は、前条の名簿への登載の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 当該名簿へ登載された者が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条又は第103条の規定により設置される大学院(次号において「大学院」という。)の修士課程(博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当するものと認められるものを含む。)に在学し、名簿への登載の日の属する年度の翌年度も当該課程の修学を継続する場合において、<u>教育長がやむを得ないと認めるとき当該名簿への登載の日から2年を経過する日の属する年度の末日まで</u></p> <p>(2) 当該名簿へ登載された者が、名簿への登載の日の属する年度の翌年度に大学院の修士課程を修学する場合において、<u>教育長がやむを得ないと認めるとき当該名簿への登載の日から3年を経過する日の属する年度の末日まで</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(受検手続)</p> <p>第4条 志願者は、<u>教育長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を教育長に届け出なければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>前条に規定する受検資格を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>前号に規定するもののほか、教育長が特に必要と認める事項</u></p> <p>第5条、第6条 (略)</p> <p>(名簿の有効期間)</p> <p>第7条 名簿の有効期間は、前条の名簿への登載の日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、当該名簿へ登載された者が、名簿への登載の日の属する年度の翌年度に学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条又は第103条の規定により設置される大学院の修士課程(博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当するものと認められるものを含む。)を修学する場合において、<u>教育長がやむを得ないと認めるときは、当該有効期間は、当該名簿への登載の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。</u></p>	<p>教員採用選考検査の実施方法等の見直しに当たり、受検手続を変更するもの</p>
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(受検手続)</p> <p>第4条 志願者は、次の各号の書類を <u>教育長に提出しなければならぬ。</u></p> <p>(1) 願書 (別記様式)</p> <p>(2) 最終卒業 (見込) 又は修了 (見込) 学校の成績証明書</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、<u>教育長が特に必要と認める書類</u></p> <p>第5条、第6条 (略)</p> <p>(名簿の有効期間)</p> <p>第7条 名簿の有効期間は、前条の名簿への登載の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 当該名簿へ登載された者が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条又は第103条の規定により設置される大学院(次号において「大学院」という。)の修士課程(博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当するものと認められるものを含む。)に在学し、名簿への登載の日の属する年度の翌年度も当該課程の修学を継続する場合において、<u>教育長がやむを得ないと認めるとき当該名簿への登載の日から2年を経過する日の属する年度の末日まで</u></p> <p>(2) 当該名簿へ登載された者が、名簿への登載の日の属する年度の翌年度に大学院の修士課程を修学する場合において、<u>教育長がやむを得ないと認めるとき当該名簿への登載の日から3年を経過する日の属する年度の末日まで</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(受検手続)</p> <p>第4条 志願者は、<u>教育長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を教育長に届け出なければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>前条に規定する受検資格を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>前号に規定するもののほか、教育長が特に必要と認める事項</u></p> <p>第5条、第6条 (略)</p> <p>(名簿の有効期間)</p> <p>第7条 名簿の有効期間は、前条の名簿への登載の日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、当該名簿へ登載された者が、名簿への登載の日の属する年度の翌年度に学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条又は第103条の規定により設置される大学院の修士課程(博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当するものと認められるものを含む。)を修学する場合において、<u>教育長がやむを得ないと認めるときは、当該有効期間は、当該名簿への登載の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。</u></p>	<p>教員採用選考検査の実施方法等の見直しに当たり、受検手続を変更するもの</p>

(削る。)

教員採用選
考検査の実
施方法等の
見直しに当
たり、願書
を廃止する
もの

(氏名) 受付番号 科	⑩ 専技・趣味・得意なスポーツ
⑪ 資格等	⑫ 部・クラブ、スポーツ、文化・ボランティア等 活動歴
⑬ 教員採用の動機	⑭ 自己アピール

令和6年度富山県公立学校教員採用選考検査について

令和5年2月14日
教職員課

令和6年度選考検査の主な変更点

(1) 大学3年次で第1次検査受検を可能とする制度の導入

【目的】

- ・ 教育実習等で多忙となる大学4年生の負担を軽減し、早期の受検機会を創出する

【内容】

- ・ 一般選考の小学校において、大学3年次で第1次検査受検を可能とする
- ・ 第1次検査合格者は、翌年の採用選考検査において、第2次検査から受検するものとする

(2) 定年延長による採用数の変動を見込んだ採用制度の導入

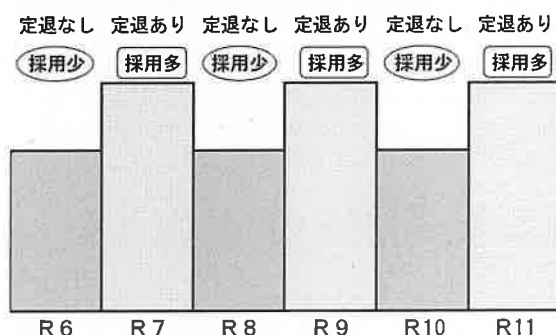
【目的】

- ・ 定年延長による退職者数の変動を受けて年度ごとに生じる採用数の変動を緩和し、受検者の不公平感を軽減する

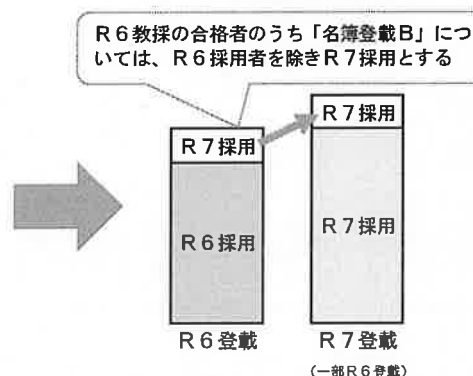
【内容】

- ・ 合格者を「名簿登載A」「名簿登載B」とし、「名簿登載B」合格者については、令和6年度採用者を除き令和7年度採用とする制度を実施

【退職者と採用予定者の変動イメージ】



【R6年度教採の対応】



(3) 特別選考「大学推薦」枠の拡充

【目的】

- ・ 専門的知識を有する人材を即戦力として確保し、「ものづくり県」を支える産業教育を強化する

【内容】

- ① 県内大学院修士課程在籍者を対象とする、教員免許状を要しない推薦枠（※）の新設
 - ・ 中学校・高等学校「工業」「情報」において、富山大学、富山県立大学の県内各大学院からの推薦による修士学位取得（取得見込）者向けの推薦枠を新設
 - ・ 推薦人数は各教科2名以内とする
- ※ 採用時に特別免許状（富山県内のみで有効な免許状）を授与するもの
- ② 特定の教科を対象とした推薦枠（※）の拡大
 - ・ これまでの中学校・高等学校「工業」「情報」「技術」に加え、新たに「家庭」「農業」「水産」を対象教科とする
- ※ 特定教科の免許状取得に関する課程認定を受けている全国全ての大学（大学院、教職大学院を含む）在籍者を対象とした推薦枠

(4) WEB出願の開始

【目的】

- ・ 受検者の利便性向上

【内容】

- ・ 願書を廃止し、出願手続きは全て富山県電子申請サービスを用いて行う
- ・ 教員募集専用ホームページについても、新年度よりリニューアルを予定

※なお、令和6年度教員採用選考検査の日程は、以下のとおり予定している。

第1次検査 7月15日(土)、16日(日)

第2次検査 8月19日(土)、20日(日)

第7回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

1 検討委員会の開催

- ・令和5年1月25日（水） 午前10時から午前11時45分まで、農協会館にて開催
- ・委員15名出席（全員、オンラインにより出席）

2 主な意見等

(1) 令和2年度新高校開校に係る評価について

- ・特色ある学科や部活動、あるいは伝統を残して、再編対象校の良いところがうまく取り込まれており、中学生や保護者にとって影響が最小限にとどめられたような良い印象がある。
- ・学校の規模などについて、もう少しメリットが分かるようなものを出していった方が良いのではないかと感じた。これから先、子どもたちが減っていく中で、さらに統合というものを進めなければならないと思うが、その時に学校の規模感についての考え方のようなものをもう少し出した方が良いのではないかと感じた。
- ・統合することで充実した部活動や教育がなされていることが具体的に見てとれる。この資料はこれから再編していく中で、良い情報であるので、親として、多くの方に見てもらってよいアンケート結果だ。
- ・3年間学んだ中で満足度が高いということは、今後の再編に向けた良さを少し見て取れたのではないかと思うので、引き続き、様子を見ていただきたい。また、作り上げるときの意欲、努力が維持されるように、教育委員会の方でしっかり支援していくことが大事だ。
- ・多様性のある仲間と社会性を磨き、切磋琢磨することが高校時代には必要だと思う。そういう意味で学校規模を大きくすることや生徒数が減る中で一定の規模を維持するための再編は、相対的、全体的な視点から成果があったのではないかと感じた。
- ・再編することによって、コースや部活動といったものが増えたので、生徒にとっては選択肢が広がり、満足度に繋がったのではないかと思う。その一方で、アンケートの満足度は高校によって少し差があり、その差の理由を分析する必要があるのではないかと思う。
- ・今回の再編統合を受けて、それぞれの学校においてこれまでの伝統の積み重ねの上に、さらに新しい魅力が生まれてきているように映った。それぞれの学びや思いに応じたカリキュラムや学校の特色の実現に繋がっていると思う。
- ・高校において、ある程度の規模があり、多様な生徒と出会える機会があることは、子どもたちの協調性や社会性を高めるといってとても大事であり、それが社会に出てから大いに役立つのではないかと感じている。
- ・生徒同士の関係、部活動、そして特に専門学科では、進路に役立つ教科の学習などにおいて生徒の満足度が高いことが分かり、良かったと思う。部活動の数も新高校では多くなり、学校規模の確保に効果があったと感じた。

- ・学科やコース、部活動など、それぞれの学校の特色が残されて、魅力が増え、選択肢が増えて良かったという一方で、学力差が大きくなったと感じられるという意見がいくつかあったことが気になった。
- ・総体的には、生徒の満足度が再編統合によって下がったということはなさそうであり、大変ありがたい。
- ・アンケートがとても重要であると感じている。今後も、継続してアンケートを実施しPDCAサイクルを回すことにより、どのような効果があったのかを検証していくことが重要ではないか。

(2) 県立高校の学びの改革に向けて

- ・「チーム富山教育」の実現ということが、6つの方向性にある「地域・大学・企業や学校間等の連携による取組みの推進」に、しっかり示されている。ここに挙げられている理念や方向性は、小、中学校の義務教育9年間において、一貫して目指そうとしているところと合致する。
- ・特色ある取組みにおいて、地域・大学・企業というキーワードがあり、目指す方向も出ている。地域ということについて、具体的にどのような授業になるのか気になる。
- ・定時制・通信制でも、探究型の学びをある程度実現できるのではないか。
- ・今後の取組みの視点と目指す方向は、各高校にとって一番大切な部分ではないかと思う。それをもとに各学校の特色を取り入れて、どう取り組んでいくかといった柱になるものと思う。各学校にはこれをもとに頑張ってもらいたい。
- ・6つの方向性に「魅力と活力ある学校づくりを推進するための教育環境の整備」とあるが、「多様な環境整備」といった形で、いろいろな意味で環境整備をしていくというイメージを出すのもっと良いのではないかと思う。
- ・職業科や普通科といった学科間や学校間の移動、つまりカリキュラムの統一化や互換性といったことを充実させるには、ICT等が進んでいるので、それを活用すれば非常にやりやすくなっていくと思う。
- ・富山県のこの先15年を考えると、少子化の問題が避けて通れないと思う。こうした骨子素案の中に、少子化の進行を受けたこれまでの取組み等がないので、本県の現状と課題に取り組んできたというものがあると良い。
- ・各高校では、今年度からスクールポリシーを定め、各校の特色を踏まえた取組みを進めてきている。この改革に向けての骨子がまとめられれば、こうしたことも踏まえながら、改めて各学校の教育方針、教育の方向性を考えていくことになると感じている。
- ・課題解決型においては、自分1人ではなく他者と協働しながら課題解決していくという力を富山県教育としてしっかりと育てていく、そして送り出していくことが大事である。
- ・「チーム富山教育」の連携先は義務教育がマストだろうと思っている。教育内容だけでなく、教員の養成や育成の対応等にも、義務教育との連携が必要になってくると思う。

3 今後の予定

- ・2月中旬に令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書（素案）などについて議論する予定

県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症罹患患者等への対応について

令和5年2月14日

県立学校課

受検機会の確保の観点から、下記のとおり令和5年度県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症罹患患者等への対応について、大学入学者選抜に準じ、下記のとおり変更した。

記

1 県立高等学校入学者選抜について

(1) 濃厚接触者となった志願者について（下線部を変更）

次の①、②の条件を全て満たす濃厚接触者は、受検できるものとする。

- ① 濃厚接触者となってから検査当日まで無症状であること
- ② 公共の交通機関（電車、バス等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

(2) 検査会場までのタクシーの利用について

次の者については、受検会場までのタクシーの利用を認めることとする。

- ・抗原定性検査キットにより陰性確認を行っている無症状の濃厚接触者

2 県立特別支援学校入学者選抜について

(1) 濃厚接触者となった志願者について（下線部を変更）

次の①、②の条件を全て満たす濃厚接触者は、受検できるものとする。

- ① 濃厚接触者となってから検査当日まで無症状であること
- ② 公共の交通機関（電車、バス等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

(2) 検査会場までのタクシーの利用について

次の者については、受検会場までのタクシーの利用を認めることとする。

- ・抗原定性検査キットにより陰性確認を行っている無症状の濃厚接触者

令和5年2月14日
県立学校課

令和5年度富山県立特別支援学校高等部入学者選抜高等部A日程
の第1次選抜における出題ミス等について

I 学力検査（数学）問題の出題ミスについて

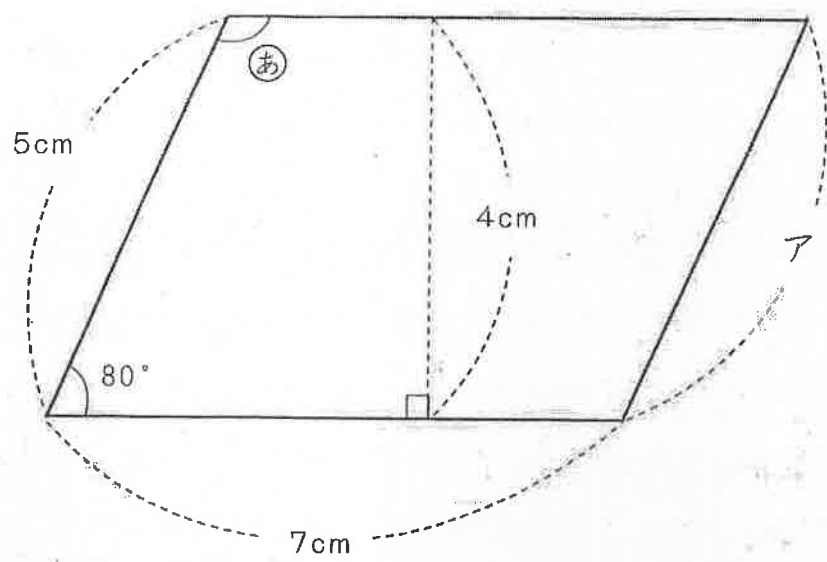
- 1 2月11日（土）に実施した「学力検査（数学）」の大問11に出題した図形の条件では平行四辺形が成立しないことが判明しました。（条件として図形に示された「辺の長さ」「内角」「高さ」から、解を求めることはできる。）
- 2 学力検査実施5校に、当該問題については全受検者を正解とする措置をとることを指示しました。
- 3 県教育委員会としては、受検者並びにご家族の皆様にお詫びするとともに、今後、問題作成方法やチェック体制などについて検討の上、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

II 高岡高等支援学校における作業能力検査の開始時刻の遅れについて

- 1 2月11日（土）に高岡高等支援学校（受検者14名／募集定員24名）で実施した「作業能力検査Ⅱ」において、一つの検査室で開始時刻が遅れたが予定の終了時刻に終了したため、当該検査室のみ検査時間が短くなりました。
- 2 高岡高等支援学校に対し、作業能力検査Ⅱについては全受検者を満点とする措置をとることを指示しました。
- 3 県教育委員会としては、高岡高等支援学校の受検者並びにご家族の皆様にお詫びするとともに、報告や連絡の体制や対応について検討の上、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

別紙

11 下の平行四辺形を見て、あとの問いに答えなさい。



① アの辺の長さは何cmですか。

cm

② あ の角度は何度ですか。

°

③ この平行四辺形の面積は何cm²ですか。

cm²

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和5年3月7日(火) 13:00 予定
教育委員会 (県民会館 611 号室)